

令和7年第6回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

令和7年12月17日（水曜日）午前9時 開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第61号 本巢老人福祉センター及び糸貫老人福祉センターの廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第3 議案第62号 糸貫公民館の移転に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第4 議案第63号 本巢市介護保険居宅サービス事業及び居宅介護支援事業条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第64号 本巢市富有柿の里条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第67号 本巢市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第68号 市道路線の認定について
- 日程第8 議案第69号 令和7年度本巢市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第9 議案第70号 令和7年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第71号 令和7年度本巢市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 報告第16号 専決処分の報告について（標識折損事故に係る損害賠償）
- 日程第12 報告第17号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）
- 日程第13 議案第72号 人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第14 議案第73号 令和7年度本巢市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第15 議案第74号 令和7年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第75号 令和7年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第76号 令和7年度本巢市下水道事業会計補正予算（第2号）について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	坂下 裕久	2番	堀田 靖則
3番	翠 昭博	4番	高橋 知子
5番	瀬川 照司	6番	飯尾 龍也
7番	片岡 孝一	8番	高橋 時男
9番	澤村 均	10番	高橋 勇樹
11番	今枝 和子	12番	高田 浩視
13番	河村 志信	14番	鏝本 規之
15番	臼井 悦子	16番	大西 徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原 勉	副市長	谷口博文
教育長	川治秀輝	総務部長	村澤 勲
企画部長	林 玲一	市民部長	加納正康
健康福祉部長	林 晃弘	産業経済部長	瀬川清泰
都市建設部長	高橋君治	水道環境部長	青木竜治
教育委員会 事務局長	高木孝人	会計管理者	磯部千恵子

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	大久保守康	議会書記	大西貞充
議会書記	廣瀬知倫	議会書記	内木雅浩

開議の宣告

○議長（今枝和子君）

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 諸般の報告

○議長（今枝和子君）

日程第1、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いいたします。

総務建設委員会の報告を委員長に求めます。

総務建設委員長 澤村均議員。

○総務建設委員会委員長（澤村 均君）

12月11日午前9時から、本巢市役所3階第1委員会室において総務建設委員会を開催いたしました。

委員会には委員8名が出席し、藤原市長、谷口副市長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件3件の審査を行いました。

報告の前に現地視察として、市道路線の認定箇所の視察を行いました。

視察を終えた後、会議を再開し、初めに産業経済部関係の付託案件である議案第64号 本巢市富有柿の里条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

次に、水道環境部関係の付託案件である議案第67号 本巢市水道事業給水条例等の一部を改正する条例についての審査を行いました。

次に、都市建設関係の付託案件である議案第68号 市道路線の認定についての審査を行いました。

以上、総務建設委員会の報告といたします。

○議長（今枝和子君）

自席にお戻りください。

続いて、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員長 河村志信議員。

○文教福祉委員会委員長（河村志信君）

文教福祉委員長より報告させていただきます。

12月12日午前9時より、第2委員会室において文教福祉委員会を開催いたしました。

委員会には委員8名が出席し、藤原市長、谷口副市長、川治教育長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件3件の審査を行いました。

審査は、健康福祉部関係の付託案件である議案第61号 本巢老人福祉センター及び糸貫老人福祉

センターの廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について、議案第62号 糸貫公民館の移転に伴う関係条例の整理に関する条例について、議案第63号 本巣市介護保険居宅サービス事業及び居宅介護支援事業条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

以上、文教福祉委員会の報告といたします。

○議長（今枝和子君）

続いて、予算決算委員会の報告を委員長に求めます。

予算決算委員会委員長 高田浩視議員。

○予算決算委員会委員長（高田浩視君）

報告いたします。

11月20日の本会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第69号から議案第71号の補正予算3件であります。

12月11日の総務建設委員会、12日の文教福祉委員会の後、当委員会をそれぞれ全員協議会室において開催し、藤原市長、谷口副市長、川治教育長、各部局長のほか、関係職員の出席を求め、各常任委員会別に審査を行いました。

以上、予算決算委員会の報告といたします。

○議長（今枝和子君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第61号から日程第4 議案第63号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（今枝和子君）

日程第2、議案第61号 本巣老人福祉センター及び糸貫老人福祉センターの廃止に伴う関係条例の整理に関する条例についてから日程第4、議案第63号 本巣市介護保険居宅サービス事業及び居宅介護支援事業条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

議案第61号から議案第63号までについては文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 河村志信議員。

○文教福祉委員会委員長（河村志信君）

文教福祉委員会より付託案件についての報告をさせていただきます。

議案第61号 本巣老人福祉センター及び糸貫老人福祉センターの廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員から本巣老人福祉センターの建物の計画はどの質問に対し、執行部から今後検討して対応を考えますとの答弁がありました。

次、最低限の維持管理はされるのかとの質問に対し、執行部より、維持管理はしない予定との答弁がございました。

次、犯罪等への対策はどの質問に対し、執行部から、今年度中に検討いたしますとの答弁があり

ました。

次、これまでの利用者への対応はとの質問に対し、執行部から、糸貫老人福祉センターは公民館をぬくもりの里に移設します。本巢老人福祉センターは、自治会長会と施設内の貼り紙で廃止を周知し、併設する就労支援センターに通う方には市内の他施設に通われるよう対応しますとの答弁がありました。

次、これまでの使用者が困った場合の対応先はとの質問に対し、執行部から、就労支援センターについては社会福祉協議会で一時的に受けてもらいます。それ以外の利用者の方についての対応は今後考えていきますとの答弁がありました。

次、施設内の使える備品の対応はとの質問に対し、執行部から、使用できるものについては移設して使用します。移設しない備品については今後検討していきますとの答弁がありました。

次、老人福祉センターの栄養指導室、生活相談室、浴場が利用できなくなる経緯はとの質問に対し、執行部から、栄養指導室と生活相談室は社会福祉協議会の事務室として使用いたします。浴場は本巢老人福祉センターの施設廃止に併せ、入浴事業を廃止するためですとの答弁がございました。

次、浴場に関しては一体的にできないため廃止するという解釈ではないかとの質問に対し、執行部から、市としてバランスを取るため、真正でも廃止しますとの答弁がありました。

次、現在の利用者数はとの質問に対し、執行部から、利用者は少数で固定化されていますとの答弁がございました。

次、栄養指導室と生活相談室の廃止後の使用方法はとの質問に対し、執行部より、社会福祉協議会の事務室として使用しますとの答弁がございました。

次、就労支援センターはたがるが移転ではなく廃止となる理由はとの質問に対し、執行部より、建物自体を廃止するためですが、市内の公設民営施設の定員に余裕がありますので、そちらへ移っていただきますとの答弁がございました。

次、移転に伴い、教室の参加者が不便になる可能性はとの質問に対し、執行部より、代替施設等で対応したいと考えていますとの答弁がございました。

次、本巢老人福祉センターの駐車場の管理はとの質問に対し、執行部より、利用者には他の駐車場に移動していただくよう順次説明していますとの答弁がございました。

次、駐車場は閉鎖するかとの質問に対し、執行部より、コーンを置くなど市として立入禁止等の意思表示をしますとの答弁がございました。

次、本巢老人福祉センターはいつまで既存のままとするかとの質問に対し、執行部より、今後壊す時期も含めて検討していきますとの答弁がございました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第62号 糸貫公民館の移転に伴う関係条例の整理に関する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく質疑を行ったところ、委員より利用時間を延長する理由はとの質問に対し、執行部より、他の公民館の閉館時間と合わせるためですとの答弁がございました。

次、移転に伴ってぬくもりの里の用途変更は不要かとの質問に対し、執行部より、建築基準法上、北側については多目的に使える施設で問題ないことを確認しています。南側についても、児童福祉施設で制限はありますが、目的が合えば使えますとの答弁がございました。

次、利用団体の活動場所は確保できるかとの質問に対し、執行部より、使用状況を踏まえて調整を図り、他の公共施設等も活用しながら活動を行っていきたいと考えていますとの答弁がございました。

次、ぬくもりの里へバス停等を置く予定はあるかとの質問に対し、執行部より、もとバスのバス停がありますので、移動手段は確保されているという認識ですとの答弁がございました。

次、糸貫公民館のバス停は残るのかとの質問に対し、執行部より、岐阜バスのバス停は岐阜バスの運行管理の部分になると思いますとの答弁がございました。

次、指定管理料はどの程度削減できるのかとの質問に対し、執行部より、維持管理に係る部分は変わらず、社会福祉協議会の人件費の部分程度だと思いますとの答弁がございました。

次、移転後は公民館長が管理していくということかとの質問に対し、執行部より、公民館長が主となって管理していくこととなりますとの答弁がございました。

次、業務負担が大きくなり過ぎたりスタッフを増やすことはないかとの質問に対し、執行部より、今のところスタッフを増やす計画はありませんとの答弁がありました。

次、ぬくもりの里は今後、公民館条例が適用されるのかとの質問に対し、執行部より、公民館条例に合わせる形で条例改正をしていますとの答弁がございました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第63号 本巣市介護保険居宅サービス事業及び居宅介護支援事業条例の一部を改正する条例についてを審査しました。審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、続いて質疑を行いました。質疑はございませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告申し上げます。

○議長（今枝和子君）

議案第61号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 鏑本規之議員。

○14番（鏑本規之君）

ただいま議案第61号についての委員長報告の中で、使用する人が非常に少ないというような説明があったわけでありますけれども、過去において使用者が激減したことがあります。それは、利用者に対する職員のいじめがあって、そこを利用する人が行くことを拒んだということで、利用者が非常に減ったという状況がありました。

今の委員長報告の中において、執行部からの報告の中においては、利用者が非常に少ないと、だから改正をすると、何ら問題がないというような説明があった等の報告がありましたけれども、この少なくなった理由についての質疑応答はあったのかお伺いをいたします。

○文教福祉委員会委員長（河村志信君）

お答えいたします。

実際の直近の使用例を見ましても10名に満たない状況で、非常に景氣的にも厳しい状況で、利用者等の調査といいたしでしょうか、ヒアリングについても廃止ということで問題はないというような形でお聞きしております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（今枝和子君）

14番 鏑本議員。

○14番（鏑本規之君）

使用者が少なくなったから廃止するという事なんですね。

使用者が少なくなった理由についての質疑、また使用者が少なくても今でも利用している方が見える、そういう人に対しての手当てということについての質疑、また執行部からの説明等はあったのかお伺いをいたします。

○文教福祉委員会委員長（河村志信君）

そこまでの踏み込んだ答弁はございませんでした。以上でございます。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

文教福祉委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第61号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第62号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第62号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第63号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 鏑本議員。

○14番（鏑本規之君）

この件についても、全協等々また別のところでもいろいろとお聞きをしたわけであります。

来年度からは、今まで自宅介護をしている者に対して8,000円の手当がいただけるということであったけれども、来年度からは4,000円になり、その次はゼロにするというようなことであります。

そういうようなことから関連をして、こういう事業において在宅の方についての支援に対しての一部を改正するということでありますけれども、この改正によって、自宅で老老介護等々を行っている人に対して何ら影響が出るのか。また、そういう人たちが、こんどきこういう施設を使ってやることにおいて財政的な負担が多くなるのか等々の質疑等々があったのか、また執行部からどのような説明があったのかお伺いをいたします。

○議長（今枝和子君）

河村委員長、お願いします。

○文教福祉委員会委員長（河村志信君）

先ほども御報告させていただきましたが、この63号につきましては質疑等がなく、議場の中で委員については了解したということで、中身につきましては、今、鏑本議員のおっしゃられるとおり、非常にいろんな社会問題等も抱えておりますので、文教福祉委員会としては今後も注視していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 鏑本議員。

○14番（鏑本規之君）

質疑がなかったということであれば、委員長としての答弁はできないわけでありますけれども、感覚として、今回の条例改正によって先ほどの8,000円が4,000円になり、4,000円がゼロになるということについて、今回の条例改正においては何ら問題がないというふうに解釈してよろしいのかお伺いをいたします。

○議長（今枝和子君）

河村委員長。

○文教福祉委員会委員長（河村志信君）

今回の議案については、委員会報告のとおりでございます。ただ、いろんな課題というか宿題といたしましょうか、そういうことについては文教福祉委員会として今後も取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第63号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 議案第64号から日程第7 議案第68号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（今枝和子君）

日程第5、議案第64号 本巣市富有柿の里条例の一部を改正する条例についてから日程第7、議案第68号 市道路線の認定についてまでを一括議題といたします。

議案第64号及び議案第67号及び議案第68号については総務建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務建設委員会委員長 澤村均議員。

○総務建設委員会委員長（澤村 均君）

付託案件、議案第64号 本巢市富有柿の里条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について御報告いたします。

執行部からの補足説明を受けた後、質疑を行ったところ、委員から1つ、公平性の観点から申請があったものについて受け付けられているのかとの質問に対し、執行部から、公平性のためには公募を行っていくことも検討したいと考えておりますとの答弁がありました。

また、建物の名義は誰かとの質問に対し、執行部からの市の費用で建築したもので、市の所管ですとの答弁がありました。

また、坪当たりの賃借料はとの質問に対し、執行部から、坪当たり約2万5,000円ですとの答弁がありました。

採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第67号 本巢市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告をいたします。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員から条例文に新たな文言を追加したことによりこれまでの文言が削除されたものかとの質問に対し、執行部から、国からの条例案に沿って改正していますとの答弁がありました。

また、災害時に他市、他県の資格を持つ業者に復旧の協力をしてもらうための改正かとの質問に対し、執行部から、そのとおりですとの答弁がありました。

また、通常時は地元業者に不利益がないと解釈してよいかとの質問に対し、執行部から、非常時に市長が認めた場合に限り、他市町村での指定された業者にも工事をさせることができるとさせていただくものですとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきと決定をいたしました。

続きまして、議案第68号 市道路線の認定について、審査の経過と結果について御報告をいたします。

執行部からの補足説明を受けた後、質疑を行ったところ、委員から長良糸貫線の施行予定はとの質問に対し、執行部から、県からは具体的なスケジュールを示すことが難しいと聞いています。市としては早急に施工いただくよう要望をしていますとの答弁がありました。

国や県で舗装修繕は行われるのかとの質問に対し、執行部から、県が市へ引き渡すまでに修繕する予定で進めていますとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告をいたします。

○議長（今枝和子君）

議案第64号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 鏑本議員。

○14番（鏑本規之君）

この件については今64号であります。柿の里のことでありますけれども、これは全体のことが問題ではなくて、そこで店を出している方の賃借料の問題が金額の低減ということが議題となった案件であります。その中において、執行部からの説明もあったわけでありましてけれども、私が聞き漏らしたのかよく分かりませんが、先輩議員たちの話、またこの条例を定めた当時の先輩議員、また担当者に聞いたところ、この賃借料の金額というものは別の意味があつて定めてありますよというような説明を聞いたわけでありまして。

委員会の中においての説明等々が私も定かでなかったもので、あまりよく記憶にないし、聞いたかもよく分からないんですけれども、委員長にお伺いをするわけでありましてけれども、この賃借料が約103万8,000円、約40%ぐらいカットをされて57万円程度に収まるというような説明を聞いたわけでありましてけれども、この57万円に減らすということについては、それなりの理由がなければ、これは市民に入るお金が半分近くに減るといふことであるので、私もいろいろと説明を求めたわけでありまして。

その中で、私が聞き漏らしたかもしれませんので、改めてお伺いをするわけでありましてけれども、この103万8,000円というものは、借りている地主さん、土地、今の店をやっている方と、それからこの富有柿の里自体、全体が船来山なんですけれども、船来山の一部分を市が借りていると。借りている土地の賃借料、これは市が払うお金ですね、賃借料とその土地を持っている地主さん、複数の地主さんということを知っております。その複数の地主さんが、こんどき店のほう、今売店をやっている、農産物を売っている、店をやっている複数の人たちが同じ人であると。だから、その当時の土地の価格等々から相殺できるようにという形で決めてあるんですよというようなことを聞いたわけでありまして。簡単なことを言えば、ここに記載されている内容については、100万であろうが1,000万であろうが、そう問題がないんですよと、これは家賃のほうで1,000万にすれば、入るほうと出るほうで相殺して何ら問題がないというようなことを聞いたわけでありまして。また、そのような説明があつたかなという記憶もあるわけでございますけれども、委員長におかれましてはどのようなふうにお伺いしたのか説明を求めます。

○総務建設委員会委員長（澤村 均君）

委員会においてそこまで踏み込んだ質疑がなかったと記憶しております。しかしながら、この質疑は重要な内容ですので、議長に対して執行部からの御答弁をいただきますよう要請をいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいま委員長から執行部に答弁を要請をされました。

市長にお伺いいたします。

執行部から答弁をいただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、執行部に答弁を求めます。

産業経済部長、お願いいたします。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

今、説明がありました富有柿の里の整備に関わりまして、当時、土地、借地代などに協力していただいた方が今回ふれあいセンターのメンバーに入っているということで、鏑本議員がおっしゃったとおり相殺されたような感覚にはなっているということで間違いがないと思います。以上です。

○議長（今枝和子君）

質疑者はよろしかったでしょうか。

〔挙手する者あり〕

14番 鏑本議員。

○14番（鏑本規之君）

そうだとするならば、この条例改正における金額等々においては、さきに市が借りている土地についてはもう下げたと。それに準じて、こんど貸している賃借料も同等に下げたんですよというようなことを聞いたような気もするわけであります。それなら大いに結構だろうなという思いをしているわけでありますけれども、今後については、今借りている人が撤退をした場合において、また新たな人がそこに入って店をやりたいと、また借りたいというときにおいては、今回の条例改正における金額にこだわることなく、その当時の契約、また賃貸契約を結んでいただくことを要望として終わります。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

総務建設委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第64号は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第67号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第67号は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第68号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 鏑本議員。

○14番（鏑本規之君）

私もこのメンバーでありますので、この件についてはいろいろと聞くところもあって説明をいただいたわけでありますけれども、委員長報告の中において、道路認定をする、それがまたいずれまた交換になるだろうという中において、新たな道路が完成するまでの間に日にちの設定もない、あくまでもいつまでできるか分からないという中において、今の現状の道路そのものが非常に荒れていると、これでは地域の人たちから非常に苦情が来るであろうというような思いをしておるわけであります。

この道路においては、さきの高速道路等々の工事、また国の高速道路建設において、トンネル等々から出る残土の処理について、大型ダンプが結構この本巢市内を通ったわけであります。部分的に非常にダンプが往来が激しいことによって傷んだところがありまして、個々個人的には直すように市のほうにお願いをしたけれども、お願いをしてもすぐに穴が空いてしまう。議員各位においては記憶にあるかと思うけれども、柿の里のところの信号の一部分においては、直してもすぐにまた穴が空いてしまう、そういうような状況が続きました。そのことにおいて、少し道路管理者である国交省においても、また工事を請け負っておる大手企業においても少し迷惑をしていますよというようなことで、企業においても、またそういうところにおいて少し小言というのか、要望に行ったわけであります。

そのときにまだまだ工事が進んでいきますので、今直して本格的に直しても、また1年、2年の間に傷むことがありますので、本格的な修繕においては、高速道路の完了した時点においてそのときに直しますというような説明を受けてきたわけであります。それがもし実現されるとするなら、この道路は非常に何遍か旧自動車学校と今の新しくできた自動車学校との間を通る道でありますので、ダンプが非常によく通りました。ですので、今も相当に道が荒れている。そのことについて直していただけるのか否かというような説明が求めたと思いますし、私以外の委員からもそのような説明を受けたと思っていますけれども、委員長におかれましてはそのことについての報告、また内容をどういうふうにするかというようなことについての報告がなかったと今記憶をしています。そういうようなことに、執行部のほうからはもう少し詳しい説明があったように思いますが、もしあったとするなら委員長としての説明を求めます。

○議長（今枝和子君）

澤村委員長。

○総務建設委員会委員長（澤村 均君）

委員会の中でただいまのような意見がありました。それで、執行部からは、引き渡すまではちゃんと修繕をしていくという答弁がございました。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（今枝和子君）

14番 鏑本議員。

○14番（鏑本規之君）

この認定をすることにおいて、地域の市民に不利益になってはいけないだろうという思いをしています。委員会の中においてもそのことが指摘をしたわけでありますけれども、委員長においてはそのことについての説明が私に言わせれば少し足らなかったかなというような思いをしておりますけれども、あくまでも地域の方たちに不利益にならないように、悪いところは直すという、また直したお金については市民のサービスが怠らないように、なるだけ国の補助金をもらっていくこと、そういうような行動をしていただくことを要望としてこの案件については賛成とさせていただきます。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第68号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第8 議案第69号から日程第10 議案第71号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（今枝和子君）

日程第8、議案第69号 令和7年度本巢市一般会計補正予算（第4号）についてから日程第10、議案第71号 令和7年度本巢市下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでを一括議題といたします。議案第69号から議案第71号までについては予算決算委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

予算決算委員会委員長 高田浩視議員。

○予算決算委員会委員長（高田浩視君）

報告いたします。

当委員会に付託されました議案第69号から議案第71号までの補正予算について、審査の経過と結果について御報告いたします。

本件につきましては、12月11日及び12日の各常任委員会後にそれぞれ予算決算委員会を開催し、補足説明及び議案に対する質疑を行いました。12日の質疑終了後、各議案についての採決を行い、全ての議案において賛成多数でそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（今枝和子君）

議案第69号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 鏑本議員。

○14番（鏑本規之君）

委員長報告に対しての質疑をと言われても委員長報告が非常に短くてですね、質問したくても質問ができない。こんな委員長報告は聞いたことがありませんので、予算についてはもう少し慎重な審議がされたはずであります。

今の委員長報告では何も審議がしていないように聞こえて仕方がないし、また質問した人に対しても無礼な委員長報告だと思います。今の委員長報告だけでは質問もできませんので、改めて委員長報告のし直しを求めます。大概にしておかないかんよ。

○議長（今枝和子君）

暫時休憩いたします。

午前9時56分 休憩

午前9時57分 再開

○議長（今枝和子君）

再開いたします。

○予算決算委員会委員長（高田浩視君）

すみません。各委員より様々な質疑をいただきました。討論もし尽くしました。

その結果を、委員長としては報告すべき内容はございませんでした。お願いします。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

予算決算委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 鏑本議員。

○14番（鏑本規之君）

一般会計補正予算でありますけれども、反対の立場から反対の討論に参加をさせていただきます。

ただいまの委員長報告も最低な委員長報告でありまして、質疑応答もできない、私も議員を20年近くやっているわけでありますけれども、過去においてこんな最低な委員長報告はありませんでした。ですので、質疑応答もできませんでした。

ですけれども、反対の理由といたしましては、この補正予算の中において今年の梅雨どきから運動会において、真桑小学校における運動場が非常に荒れていた、そのことについて委員会等と、また全員協議会の中においてもいろいろと質問もしましたし、提言もしたわけであります。その中で、執行部の方たち、また学校関係者が一生懸命運動会が、子供たちが安全に運動会ができるように、安心して走れるようにということで、夏休みを利用したり、また土・日を利用して地域の人たちの協力を得ながら整備がされたことは承知をしております。けれども、それは一時的な措置であって、完璧な修繕ではないと私は思うわけであります。こういうものにおいては、夏休みもしくは冬休みのうちに工事をしなければ学童の運動等々に支障を来すというような思いがあるわけあります。ですけれども、残念ながら今回の補正予算の中においては、それに関連する予算がついていませんでした。非常に残念だという思いをしておるわけあります。

3月の予算の中において真桑小学校のグラウンド整備の予算がつくという保証があれば、それはそれで結構でありますけれども、今回の補正予算の中においては、そのことが組み込まれていませ

んでしたので、非常に残念だという思いがありまして反対の討論とさせていただきます。

議員各位におかれましても、言うべきことは言う、また予算に組み込んでほしいことはほしいというようなことをきちんとする、また報告すること、要望することが議員の中の使命だと思っております。そういうような形をもちまして、今回の補正予算については反対とさせていただきますので、議員各位におかれましてもよろしく御判断の上、御賛同いただきますことを切にお願いをして反対討論とさせていただきます。終わります。

○議長（今枝和子君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

高橋知子議員。

○4番（高橋知子君）

ただいまの議案に対しまして、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

今、反対討論の中にもありまして、予算決算委員会の中で、様々な質疑の中にも現在の本巢市の課題や要望などたくさんの議論が交わされ、大変有意義な時間であったと思えますし、それらのただいまありました真桑小学校の運動場に関する予算に対しましても、今後予算組みがされますことを期待いたします。しかしながら、今回の補正予算につきましても、この事業に対しまして適正な予算がついていると判断し賛成いたします。

○議長（今枝和子君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第69号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。御着席ください。したがって、議案第69号は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第70号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

14番 鏑本議員。

○14番（鏑本規之君）

先ほどの委員長報告のとおり、委員長報告に何もありませんでしたので、委員長報告に対しての

質疑がしたくてもできませんので、残念ながら質疑ができませんので、議長におかれましては、委員長報告に対する内容について、もう少しきちんと報告するように指導していただくことを切にお願いをしておきます。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第70号は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第71号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

14番 鏑本議員。

○14番（鏑本規之君）

委員長報告にはありませんでしたが、委員として質問したこともあります。

この下水道工事においては、国のほうの方針に従って、小さな下水処理場においては閉鎖をすることをよしとするというようなことが国のほうで定められました。そのことによって、いただいたお金、まだ返済期限が残っていてもそれは免除するというような中において、これも国のほうにいろいろな形でお願いをして陳情に行ったりして得てきた情報であります。

そういう中において、北部のほうにおいては、10件、20件という小さな部落の下水道があるわけでありすけれども、そのことについて、今後の方針等々について質問等々をしたわけでありすけれども、補正予算の中においてはそれを閉鎖するというような事業はなかったというふうな報告を聞いているわけでありすけれども、今後の予定についてもいつ頃閉鎖するのかというようなことも聞いたような記憶を持っておるわけでありす。

このことが、閉鎖をすることによって、その地域の人たち、利用している人たちに迷惑もかかるといけないこともあって、それを閉鎖することによって、それを処理する個人浄化槽というものに

についての質疑応答もあったかと思うわけであります。このことについては、本巢の南部のほう、旧糸貫町においても公共下水は行わないと市長は断言をされまして、これはこれで大いに結構なことだろうと。そのことによって集団ができなければ個人の浄化槽を設置することについて、市長の英断においてかかる費用の大多数を市が面倒を見ますよというようなことになったかと思って、今現在そうなっているわけであります。

その延長線上で考えることが可能か否かというようなことを質疑したかと思うわけでありますけれども、残念ながら委員長の報告がありませんでしたので、答弁を求めてもぼうっとしておったと思いますので、答弁もできないと思いますので、答弁は結構でありますけれども、執行部におかれましては、よくそのことについて改めて検討していただくことをお願いしておきます。終わります。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第71号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第71号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第11 報告第16号及び日程第12 報告第17号（上程・説明）

○議長（今枝和子君）

日程第11、報告第16号 専決処分の報告について（標識折損事故に係る損害賠償）及び日程第12、報告第17号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）を一括議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、本日追加上程いたしました議案につきまして御説明を申し上げます。

報告第16号 専決処分の報告について（標識折損事故に係る損害賠償）でございます。

令和7年10月16日に本巢市文殊地内において発生した標識折損事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により損害賠償金を決定し和解する専決処分をいたしましたので、同条第2項

の規定によりこれを報告させていただくものでございます。

次に、報告第17号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）でございます。

令和6年5月24日に本巣市根尾板所地内において発生した公用車の事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により損害賠償金を決定し和解する専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告させていただくものでございます。

以上、詳細につきましては総務部長から御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（今枝和子君）

報告第16号及び報告第17号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、報告第16号 専決処分の報告について（標識折損事故に係る損害賠償）の補足説明をさせていただきます。

お手数でございますが、追加議案のつづりの2ページ、専決処分書を御覧いただきたいと思っております。

最初に事故の概要を説明させていただきます。

令和7年10月16日、本巣市文殊1923番地2先において、突風により通学路標識の支柱が折れ、相手方宅の屋根に倒れかかり、屋根瓦の一部を破損させたものでございます。

次に、相手方でございますが、本巣市文殊に在住の高坂敏雄氏でございます。

次に、和解の内容でございますが、損害賠償金といたしまして1万230円を支払い、相互にその他に何ら債権債務がないことを確認するものでございます。

賠償金につきましては、全国町村会総合賠償補償保険により対応するものでございます。

今回の事故を受けまして、標識やカーブミラーなどでさびなどにより穴が空いているような危険なものがあれば、市に連絡していただくよう市ホームページに掲載したとともに、今後、市広報紙にも掲載予定でございます。

続きまして、報告第17号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）の補足説明をさせていただきます。

追加議案のつづりの4ページ、専決処分書を御覧いただきたいと思っております。

最初に事故の概要を説明させていただきます。

令和6年5月24日午後1時52分、上下水道課職員が公用車を運転し根尾板所地内を走行していた際、前方を走行中の相手方車両がセンターラインを越えて走行したため、右折すると軽信しそのまま直進しようとしたところ、相手方車両が左折してきたため、公用車の前方及び右側面と相手方車両の前方及び左側面と接触し破損させたものでございます。

次に、相手方でございますが、本巣市神海に在住の一柳直仁氏でございます。

次に、和解の内容でございますが、損害賠償金として18万4,215円を支払い、相互にその他に何

ら債権債務がないことを確認するものでございます。

賠償金につきましては、全国自治協会自動車損害共済により対応するものでございます。

過失割合は、市側5割、相手方5割でございます。

公用車の事故削減のために、今後は交通安全協会が実施しております交通安全運転研修の活用を検討しているところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（今枝和子君）

以上で報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時30分です。

午前10時15分 休憩

午前10時31分 再開

○議長（今枝和子君）

再開をいたします。

日程第13 議案第72号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（今枝和子君）

日程第13、議案第72号 人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第72号 人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例についてでございます。

令和7年8月の人事院勧告に伴い関係条例を改正するため、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、企画部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今枝和子君）

議案第72号の補足説明を企画部長に求めます。

企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、議案第72号 人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして補足説明のほうをさせていただきます。

少し長くなりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

議案の概要1ページのほうをお開きいただきたいと思います。

まず、1の制定趣旨でございますが、国家公務員の給与の引上げ等を求めた令和7年8月の人事院勧告に伴いまして、本条例の第1条、第2条では本巢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例、第3条、第4条では本巢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、第5条、第6条では本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例、第7条、第8条では本巢市職員の給与に関する条例、第9条、第10条では本巢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例のそれぞれを一部改正するものでございます。

次に、2の制定内容でございますが、第1条、第2条ともに本巢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてになります。太字で強調しておりますのが改正箇所でございます。

第1条では、特定任期付職員の期末手当の12月の支給割合を100分の97.5に、年間の支給割合を1.925月にそれぞれ引き上げ、勤勉手当の12月の支給割合を100分の90に、年間の支給割合を1.775月にそれぞれ引き上げるものでございます。

また、別表第1. 特定任期付職員の給料表、別表第2. 一般任期付職員給料表を行政職給料表との均衡を基本に、それぞれ引き上げるものでございます。

なお、適用につきましては、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものでございます。

第2条では、来年度の6月期、12月期の支給割合をその期末手当についてそれぞれ100分の96.25に、その勤勉手当についてそれぞれ100分の88.75とし、6月期及び12月期の支給割合が均等になるよう配分するもので、年間の支給割合の変更はございません。

なお、適用につきましては、令和8年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、2ページ上段を御覧をいただきたいと思っております。

第3条、第4条ともに本巢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてになります。

第3条では、議会議員の期末手当の12月期の支給割合を100分の232.5に、年間の支給割合を4.6月にそれぞれ引き上げるものです。

なお、適用につきましては、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものです。

第4条では、その期末手当について、来年度の6月期、12月期の支給割合をそれぞれ100分の230とし、6月期、12月期の支給割合が均等になるよう配分をするもので、年間の支給割合の変更はございません。

なお、適用につきましては、令和8年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、第5条、第6条ともに、こちらは本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正についてになります。

第5条では、常勤の特別職の期末手当の12月期の支給割合を100分の232.5に、年間の支給割合を4.6月にそれぞれ引き上げるものです。

なお、適用につきましては、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものでござい

ます。

第6条では、その期末手当について、来年度の6月期、12月期の支給割合をそれぞれ100分の230とし、6月期、12月期の支給割合が均等になるよう配分をするもので、年間の支給割合の変更はございません。

適用につきましては、令和8年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、3ページのほうの上段を御覧いただきたいと思います。

こちらは第7条、第8条関係でございますが、本巢市職員の給与に関する条例の一部改正についてになります。

第7条では、まず1つ目として、通勤手当について距離区分ごとの支給額を200円から7,100円までの幅で引き上げるものでございます。

次に、宿日直手当を通常の宿日直勤務について4,400円から4,700円に、常直的な宿日直勤務手当について2万2,000円から2万3,500円に引き上げるものでございます。

次に、一般職員等の期末手当、勤勉手当について、それぞれ次のとおり改正をいたします。

まず、一般職の期末手当の12月期の支給割合を100分の127.5に、年間の支給割合を2.525月にそれぞれ引き上げ、勤勉手当の12月期の支給割合を100分の107.5に、年間の支給割合を2.125月にそれぞれ引き上げるものでございます。

特定管理職員の期末手当の12月期の支給割合につきましては100分の107.5に、年間の支給割合を2.125月にそれぞれ引き上げ、勤勉手当の12月期の支給割合を100分の127.5に、年間の支給割合を2.525月にそれぞれ引き上げるものでございます。

続きまして、すみません、4ページのほうお開きをいただきたいと思います。

表の欄外にございますが、まず別表第1、月例給の官民格差を解消するために、一般職の大卒程度の初任給を1万2,000円、一般職の高卒程度の初任給を1万2,300円に引き上げ、若年層に重点を置きつつ、その他の職員につきましても8,300円から1万2,400円の範囲で引き上げるものでございます。

また、再任用職員の期末手当、勤勉手当について、それぞれ次のとおり改正をいたします。

まず、再任用の一般職の期末手当の12月期の支給割合を100分の72.5に、年間の支給割合を1.425月にそれぞれ引き上げ、勤勉手当の12月期の支給割合を100分の52.5に、年間の支給割合を1.025月にそれぞれ引き上げるものでございます。

再任用の特定管理職員の期末手当の12月期の支給割合は100分の62.5に、年間の支給割合を1.225月にそれぞれ引き上げ、勤勉手当の12月期の支給割合については100分の62.5に、年間の支給割合を1.225月にそれぞれ引き上げるものでございます。

なお、適用につきましては、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものでございます。

続きまして、8条関係としましては、一般職員の期末手当を来年度の6月期、12月期の支給割合をそれぞれ100分126.25に、その勤勉手当につきましては100分の106.25としまして、6月期、12月

期の支給割合が均等になるよう配分をするもので、年間の支給割合の変更はございません。

また、特定管理職員の期末手当につきましても、来年度の6月期、12月期の支給割合はそれぞれ100分の106.25に、その勤勉手当についてそれぞれ100分の126.25といたしまして、6月期、12月期の支給割合が均等になるようそれぞれ配分するもので、年間の支給割合の変更はございません。

続きまして、5ページ中段になります。

こちらは、再任用職員の期末手当、勤勉手当についてになりますが、来年度の6月期、12月期の支給割合が均等になるようこちらにも配分するもので、再任用の一般職員の期末手当の6月期、12月期の支給割合をそれぞれ100分の71.25とし、勤勉手当の6月期、12月期の支給割合については100分の51.25とし、6月期、12月期の支給割合が均等になるよう配分するものでございまして、年間の支給割合の変更はございません。

再任用の次は特定管理職の期末手当、勤勉手当についてになりますが、6月期、12月期の支給割合をそれぞれ100分の61.25とし、6月期、12月期の支給割合が均等になるようこちらについても配分するものです。

年間の支給割合の変更はございません。

なお、こちらの適用につきましては、令和8年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、第9条関係になります。

本巢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、期末手当については、第13条第1項及び第23条第1項関係、勤勉手当については第13条の2第1項及び第23条の2第1項関係におきまして準用します本巢市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。また、フルタイム及びパートタイム会計年度任用職員の通勤手当等の改正の実施時期については、当該改正が年度の中途から施行される場合は、その規定に関わらず、従前の例によることとするものでございます。

なお、適用につきましては、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものでございます。

最後になりますが、第10条関係です。

本巢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましても、期末手当については、第13条第1項及び第23条第1項関係、勤勉手当につきましては、第13条の2第1項及び第23条の2第1項関係におきまして準用する本巢市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、それぞれ次のとおり改正をいたします。

まず、会計年度任用職員の期末手当の来年度の6月期、12月期の支給割合を100分の71.25に、年間の支給割合を1.425月にそれぞれ引き上げ、勤勉手当の来年度の6月期、12月期の支給割合を100分の51.25に、年間の支給割合を1.025月にそれぞれ引き上げるものでございます。

また、会計年度任用職員の行政職及び医療職の給料表について、本巢市職員の給与に関する条例の規定に倣い、所要の改定を行うものでございます。

なお、適用につきましては、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、長くなりましたが、補足説明とさせていただきます。

○議長（今枝和子君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 鏑本議員。

○14番（鏑本規之君）

今、説明をしていただいたわけでありますけれども、その中において、7年度から施行するという、簡単な言い方をすると遡ってやりますよという。正式には来年の8年の4月1日からというような説明だったんですね。ということになれば、この前たまたま私は銀行へ行ってきたらボーナスとして58万2,000円ばかり入っていたんですね。ということは、遡ってやるということは毎回もらえるということかな。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問の答弁を企画部長に求めます。

企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

それではお答え申し上げたいと思います。

まず、せんだってのボーナスの支給につきましては、今日成立、要は可決いただく前の率で支給をさせていただいております。

まず、議員御質問の令和7年4月1日から遡及というものにつきましては、例えば今出てきたものではボーナスの率になります。10日に支給させていただいて今日をお認めいただいて、その差額を今度の12月26日に支給させていただくということになります。

あとは令和8年4月1日から施行するものというものの中に説明がございましたが、例えば、新規採用職員の給与の1万2,000円程度上がるといったものにつきましては、来年の4月1日に採用した新規採用職員から適用であったりといったものもございまして、今回提案をさせていただくものにつきましては、7年4月1日に遡及適用するものと、年明け令和8年4月1日から適用するものとそれぞれございます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（今枝和子君）

14番 鏑本議員。

○14番（鏑本規之君）

ということは、新規に入る人は別として、私の場合で言うならもう一度ボーナスがもらえるということかな。職員についてはボーナスが出ていれば同じように職員も2回もらえるということかな。賃金についての差額については、これはまたそれも同じように遡ってもらえるということで解釈してよろしいですか。

○議長（今枝和子君）

企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

それではお答え申し上げたいと思います。

そのとおりでございます。ボーナスと給料についても遡及適用ということになります。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 飯尾議員。

○6番（飯尾龍也君）

3条と5条の、要するに100分の455から460になるのは分かるんですけど、この6月期と12月期にわざわざ232.5に変える意味が分からない。その下の4条と同じように230に等分することはできないんですか。ここら辺はどういう案件なのかちょっと理解できないので。

○議長（今枝和子君）

企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

それではお答えさせていただきたいと思います。

ちょっと時系列的に考えていただきますと、令和7年4月1日に遡及ということですので、6月期のボーナスは既に支給済みです。年間の上がる分を12月期で、今回令和7年度12月期の分は支給させていただきます。来年度については、その上がり幅と同じような分を1年分上げるわけですので、それを均等にならしてということで、その差があるということです。以上です。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 高橋知子議員。

○4番（高橋知子君）

今回、この人事院勧告に伴い、それぞれのところで金額がアップしたりとかというふうになっていますけれども、このベースという部分の改定というのはされないものなんでしょうか。要は、この人事院勧告というのは、要は世の中のベースに伴ってアップしていくというものでアップしてきていると思うんですけども、そもそもこの本巢市の職員というか、本巢市の方々のベースというのがそこに伴っていないとアップしてもあんまりというか、その部分の改定というのは検討されているんでしょうか。

○議長（今枝和子君）

企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

それではお答えさせていただきたいと思います。

まず、本市の給料につきましては、国家公務員の給料の給料表に準じてございます。これは国公準拠と言いまして、国の処遇に合わせて地方職員の給料も決まってくと。ですので、今回の人事院勧告に伴うベースアップにつきましても、国の制度に準じて上がるわけですけれども、そういった意味では一定部分反映されているというふうに、そういった制度になっております。よろしいでしょうか。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

14番 鏑本議員。

○14番（鏑本規之君）

私、先ほど自分のボーナスのことを58万2,000円と言ったんですね。これはパーセンテージで、今、説明だと国の方針によってこれだけ上げましたよという市長さんじゃないけれども、そんなのちよびとだぞと言われるけれども、もともとの土台の金額が少なければ、幾ら上げてくれても少ないんですね。これは市会議員のことは別として、同じように職員もそれに同等となれば、もともとの分母というのかな、下のあれが小さければパーセンテージは少し上がってもほんのちょこっとしか上がらないという。

今、国のほうにおいては何とか物価対策等々という形で補助金が、言葉が悪い言い方をすればじゃぶじゃぶ出ている。それはなぜかといったら給料が上がっていないから物価高に伴っていかないだろうということを鑑みたときに、もう少し下のものを多くしてあげることも考えなければ、本巢市の職員の募集についても、私は言葉は悪いから分かりやすいことをいうと程度の低いのしか集まってこないだろうということになってくる。優秀な人材はよそに流れていくことになれば、これは本巢市民にとって物すごく不利益になるだろうということを思うんですね。ですので、この職員の給料に対しても少し市長さん、考えていただくように要望をしておきます。市長さんの給料は上げんでも結構ですので、職員の給料は少し面倒を見てやるように、3月予算の中においては少し組み込まれていただけるように、これは要望としておきます。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第72号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第72号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第72号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第72号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第14 議案第73号から日程第17 議案第76号まで（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（今枝和子君）

日程第14、議案第73号 令和7年度本巢市一般会計補正予算（第5号）についてから日程第17、議案第76号 令和7年度本巢市下水道事業会計補正予算（第2号）についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第73号 令和7年度本巢市一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,600万円を追加するものでございます。

歳入といたしましては、財政調整基金繰入金が増額でございます。

また、歳出といたしましては、給与改定等に伴う職員給与費等の増額でございます。

次に、議案第74号 令和7年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97万1,000円を追加するものでございます。

歳入といたしましては、給与改定等に伴う一般会計繰入金が増額でございます。

また、歳出といたしましては、給与改定等に伴う給料等の増額でございます。

施設勘定につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ478万9,000円を追加するものでございます。

歳入といたしましては、前年度繰越金の増額でございます。

また、歳出といたしましては、給与改定等に伴う給与等の増額及び共済費の減額を予備費で調整するものでございます。

次に、議案第75号 令和7年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

収益的支出につきまして、人事異動等に伴う給料等の減額を予備費で調整するものでございます。

次に、議案第76号 令和7年度本巢市下水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

収益的支出につきまして、給与改定等に伴う給料等の増額を予備費で調整するものでございます。

以上、詳細につきまして、議案第73号は副市長から、議案第74号は市民部長から、また議案第75号及び第76号は水道環境部長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（今枝和子君）

議案第73号の補足説明を副市長に求めます。

副市長。

○副市長（谷口博文君）

それでは、議案第73号 令和7年度本巢市一般会計補正予算（第5号）につきまして補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、追加議案のつづりの31ページの次のページにございます一般会計補正予算書（第5号）の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ5,600万円を追加し、総額を212億7,159万8,000円とするものでございます。

次に、7ページをお開き願います。

歳入でございますが、繰入金、基金繰入金の1目財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため5,600万円の増額をお願いするものでございます。

次に、8ページをお開き願います。

歳出でございますが、本年8月の人事院勧告に伴う本市の人件費といたしまして、給料月額の上昇、期末手当及び勤勉手当の上昇、通勤手当及び宿日直手当の上昇に係る議会費をはじめ、各費目における一般職員の給料、期末勤勉手当、時間外勤務手当、通勤手当、宿日直手当、職員共済組合負担金及び職員退職手当組合負担金に加えまして、議会議員及び特別職に係る期末手当の必要額をお願いするものでございます。

なお、議会議員の期末手当につきましては、改選に伴い新任議員につきましては期間率が変更となることから減額となっております。

加えて、各費目における扶養手当、住居手当及び児童手当につきましては、本年9月の補正予算以降に変更となりました必要額でございます。

今回の人事院勧告等に伴う人件費の合計は5,469万6,000円でございます。

9ページを御覧ください。

下段の民生費、社会福祉費の1目社会福祉総務費、繰出金97万1,000円につきましては、国民健康保険特別会計（事業勘定）における給与改定に伴う繰出金の増額でございます。

次に、14ページをお開き願います。

予備費33万3,000円につきましては、財源調整によるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（今枝和子君）

議案第74号の補足説明を市民部長に求めます。

市民部長。

○市民部長（加納正康君）

それでは、議案第74号 令和7年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして補足説明をさせていただきます。

補正予算書につきましては、追加議案のつづりの一般会計補正予算書（第5号）の次でございます。

1 ページを御覧ください。

第1条でございますが、事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億6,380万8,000円とするものでございます。

次に、施設勘定につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ478万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,478万9,000円とするものでございます。

それでは、詳細につきましては事項別明細書にて説明をさせていただきますので、まず6ページを御覧願います。

初めに、事業勘定の歳入でございます。

7款1項1目の一般会計繰入金97万1,000円につきましては、人事院勧告に伴う給料改定等により人件費が増額となることから、職員給与費等繰入金を増額するものでございます。

次に、歳出でございますが、7ページを御覧願います。

1款1項1目の一般管理費につきましては、人事院勧告に伴う給料改定等により、給料、職員手当等及び共済費について97万1,000円の増額をするものでございます。

続きまして、施設勘定でございますが、15ページを御覧願います。

初めに、歳入でございますが、5款1項1目の繰越金につきましては、前年度繰越金が確定したことによりまして478万9,000円を増額するものでございます。

次に、歳出でございますが、16ページを御覧願います。

1款1項1目の一般管理費につきましては、人事異動及び人事院勧告に伴う給料改定により、給料、職員手当等及び共済費について91万6,000円の増額をするものでございます。

4款1項1目の予備費につきましては、財源調整によるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（今枝和子君）

議案第75号及び議案第76号の補足説明を水道環境部長に求めます。

水道環境部長。

○水道環境部長（青木竜治君）

それでは、議案第75号 令和7年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、水道事業会計補正予算書（第2号）の1ページをお開き願います。

第2条の収益的支出の総額につきましては、変更ございません。

2ページをお開きください。

実施計画書にて説明させていただきます。

収益的支出でございますが、支出の1款1項5目総係費492万7,000円の減額につきましては、人事異動等に伴う給与、手当、法定福利費の補正でございます。

4項1目予備費492万7,000円の増額につきましては、財源調整によるものでございます。

続きまして、議案第76号 令和7年度本巢市下水道事業会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、下水道事業会計補正予算書（第2号）の1ページをお開きください。

第2条の収益的支出の総額につきましては変更ございません。

2ページをお開き願います。

実施計画書にて説明させていただきます。

収益的支出でございますが、1款1項3目総係費136万2,000円の増額につきましては、給与改定等に伴う給料、手当、法定福利費の補正でございます。

4項1目予備費136万2,000円の減額につきましては、財源調整によるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（今枝和子君）

議案第73号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 鏑本議員。

○14番（鏑本規之君）

今、説明をいただきました73号については、74号について私は反対をしたわけでありましてけれども、また新たに75号が出てきたということでもあります。

これについては、さきの72号であった説明の中の人事院勧告に伴う案件というふうに解釈してよろしいですか。お伺いをいたします。

○議長（今枝和子君）

副市長。

○副市長（谷口博文君）

御質問のとおりでございます。

[挙手する者あり]

○議長（今枝和子君）

14番 鏑本議員。

○14番（鏑本規之君）

ということは73号から74、75、76も全てそのように解釈してよろしいかお伺いをいたします。

○議長（今枝和子君）

副市長。

○副市長（谷口博文君）

はい。そのとおり、基本的には人件費に係るものでございます。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 堀田議員。

○2番（堀田靖則君）

76号の件でよろしいですか。

○議長（今枝和子君）

73号です。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第73号については委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第73号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第73号は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第74号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第74号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第74号は委員会付託を省略することに決定しました。これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第74号は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第75号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 高橋知子議員。

○4番（高橋知子君）

75号の水道事業会計の補正予算のみ人事異動に伴う補正ということで、もう少し説明をお願いいたします。

○議長（今枝和子君）

水道環境部長。

○水道環境部長（青木竜治君）

すみません。それでは説明させていただきます。

補正については人事異動等に伴うということでございますので、これにつきましては4月の人事異動並びに人事院勧告に伴う給与の見直し分ということでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（今枝和子君）

4番 高橋知子議員。

○4番（高橋知子君）

人事異動の詳細についてお願いいたします。

○議長（今枝和子君）

水道環境部長。

○水道環境部長（青木竜治君）

水道事業につきましては、今まで5人の職員を配置されていましたが、4月から4人に変更されております。それとあと1人減になっておりますので、その減額分でございます。以上です。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第75号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第75号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第75号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第75号は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第76号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 堀田議員。

○2番（堀田靖則君）

下水道のことなんですけれども、上水道は役所職員がやって下水道は包括管理というように聞いているんですけれども、包括管理の場合も多分人件費だと思えるんですけれども、それでもそういった減額、増額とかいうことが発生するんですか。

○議長（今枝和子君）

水道環境部長。

○水道環境部長（青木竜治君）

下水道につきましては、職員数は変動はございません。ですので、今回は人事院勧告に伴う給与の見直し分ということでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（今枝和子君）

2番 堀田議員。

○2番（堀田靖則君）

すみません。下水道は包括管理ということで、どこか業者に一括管理をしているというように聞いてはいるんですけども、そういったことではないんですか。

○議長（今枝和子君）

水道環境部長。

○水道環境部長（青木竜治君）

下水道の施設の維持管理については、委託料で一応維持管理されておりますので、今回の給与については関係ないということでございます。以上です。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第76号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第76号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第76号は原案のとおり可決することに決定しました。

閉会の宣告

○議長（今枝和子君）

以上で本会議に提出されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年第6回本巢市議会定例会を閉会いたします。28日間にわたりまして大変お疲れさまでした。

午前11時16分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 今 枝 和 子

署 名 議 員 翠 昭 博

署 名 議 員 高 橋 知 子